

令和２年第１回会津坂下町議会定例会会議録

令和２年２月１９日から令和２年３月４日まで第１回定例会が町役場議場に招集された。

令和２年３月４日 午前１０時００分

１．応招議員（１６名）

１番 物 江 政 博	２番 赤 城 大 地	３番 横 山 智 代
４番 渡 部 正 司	５番 小 畑 博 司	６番 佐 藤 宗 太
７番 山 口 享	８番 三 橋 薫	９番 青 木 美 貴 子
１０番 五十嵐 正 康	１１番 渡 部 順 子	１２番 五十嵐 一 夫
１３番 水 野 孝 一	１４番 酒 井 育 子	１５番 猪 俣 恒 雄
１６番 古 川 庄 平		

２．不応招議員（０名）

３．出席議員は応招議員と同じ。

４．欠席議員は不応招議員と同じ。

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐 藤 仁 一	議事調査係長	佐 藤 潤 一
書 記	蓮 沼 英 樹		

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 文 英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	若 林 勝 治
総 務 課 長	大 島 光 昭	政 策 財 務 課 長	荒 井 敏 之
生 活 課 長	村 山 隆 之	建 設 課 長	板 橋 正 良
産 業 課 長	五十嵐 吉 雄	教 育 課 長	青 木 睦 昭
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（古川庄平君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、13番、水野孝一君、14番、酒井育子君のお二人を指名いたします。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第2、議案第3号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 3、議案第 4 号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

この条例については町長の公約からということで、その姿勢であります。私の持論としては、町長はこの給与の削減については公約どおりにずっとやっているわけですが、もう既に十分公約は果たされたというふうに私は捉えます。4 年間やるべきものなのかどうかということもあります。

そこで、減額することよりも、私はその分をもっと十倍も百倍も町のほうにいろいろ還元していただいて、活動していただいて、給与は給与というふうにもらったほうが、私はこうすべきじゃないかというふうな考えであります。町長としてはこういうふうにした姿勢について再度、強い姿勢についてお聞きいたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

ただいまのご質問でありますけれども、これは今お話されましたように 3 年前の公約で始めたことでございます。そして給料がいくらである分と仕事をやるやらないは全然別のものでありますし、給与がいくらであっても自分の使命、与えられた分は仕事するつもりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

姿勢はわかりました。一緒にですね、公約とは別に副町長、教育長の部分についても削減ということであるわけなんです、道づれみたいな感じでありますけれども、本来公約ではなかったわけでありますが、町長、副町長、教育長の給料削減についてはどのように思われるのか伺いいたします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

副町長、教育長というような減額の部分でありますけれども、これも副町長、それから教育長自らですね、これ、申し出がありまして、それで条例のほうを改正させていただいたというような経過がございますので、そういった町長の思い、今町長のほうからありましたけれども、副町長、それから教育長の思いというようなところも併せてお酌み取りをいただきたいというふうに思います。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はございませんか。

◎4番(渡部正司君)

議長、4番。

◎議長(古川庄平君)

4番、渡部正司君。

◎4番(渡部正司君)

先ほどの質問と同じようなことになろうかと思いますが、町長は就任以来、ずっと減額ということでありました。また、ときには職員の不祥事によってもプラスされて減額があったわけです。こういった今まで減額を続けてこられたわけなんです、これによる影響というのを町長自らどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

影響というよりはこれは姿勢でありますので、これによってよく言われますけれども、今かなり財政が厳しい部分でいろんな町民の方にも、あるいは職員の方にも負担、あるいはお願いしてる点ありますけれども、それとまた別物で、これはやっぱり気持ちの問題だと思ってますので、今ほど答弁さしあげましたとおり、給与がどうあろうとやっぱりそれなりの責任もってる人たちは責任がある部分の仕事、これは三役全てであります

ので、給与にかかわらずそういうふうに姿勢でもって町政にあたっていると思っております。以上です。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第4、議案第5号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 5 号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 5、議案第 6 号「会津坂下町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 6 号「会津坂下町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 6、議案第 7 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 7 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(多数挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 7、議案第 8 号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とい

たします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第8、議案第9号「会津坂下町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎9番(青木美貴子君)

議長、9番。

◎議長（古川庄平君）

9番、青木美貴子君。

◎9番(青木美貴子君)

質問ですけれども、新しい条例で緊急連絡人の届出を提出することという項目ですけれども、この緊急連絡人の対象というのは、今までは保証人をつけてもなかなか住宅の

お金を払わないで不明になってしまうということが数多くなったことでの措置だと思いますけれども、この場合、知人でもいいのか、誰でもいいのか。

例えば民生児童委員が関わっていくのか、そこら辺もう一度お願いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

保証人の代わりに連絡先ということで届出をしていただくという部分でございます。連絡先につきましては、実際身寄りがない方もいらっしゃるかと思います。実質的に何かあったとき、一緒に家にも入っていただくような形にもなりますので、その点で例えば民生委員という形にもなろうという部分もあろうかと思います。その部分については、全体的な社会福祉のところもでございますので、全体的な部分を踏まえながら関係機関とも調整をしていきたいというふうには考えているところでございます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

修繕費用についてちょっとお伺いします。例えばこの住居を、住宅を退去しようとする者が、その際には襖であるとか、それから畳の表替えとか、そういうことを修繕しないといけないのでしょうか。まずそこを教えてください。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

退去する際に際しては、新たに自分でつけた部分については撤去していただくという部分もありますし、畳の表替え、襖の張り替え等々についても退去する際に修繕を、新たな部分に替えていただいているというところでございます。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

実は、貼り替えるって、貼り替えないといけないということは知ってはいるんですが、その住宅が新規の住居者を求めない場合、そのときでもやはり畳の表替え、またはそういった襖の替え、そういうことはしないといけないのか確認いたします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

その際につきましては、政策空家の部分については、今回も中岩田団地のほうで政策空き家として退去の部分でやらせていただきましたが、实际的に新たに設置した部分については最低限取り壊していただく。従来の形に戻していただく。こわれている部分というか、窓の部分も塞ぐような形になりますので、こわれている部分についてはとりあえずは直していただいて、もとの形に戻していただいてという最低の部分をお願いして退去していただくというような形はとらせていただいているところでございます。

◎4 番（渡部正司君）

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

今伺いたいのは、そのあとで付けた部分はそれはそれでいいんですが、畳の表替えとか襖は貼り替えるとか、そういうところはどうでしょうか。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

新たな部分については求めているというのが現状であります。畳とか实际的に、もうそこで止めちゃうという部分がございますので、政策空き家的な部分、完全になくする部分、で、政策空き家にしておいて、臨時的に入れなくちゃいけないという部分も何ヶ所ありますので、ストックしておりますので、その部分についてはある程度修繕をするような形になっておりますが、完全にもう解体という部分についてはそこまでは求めているというところでございます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

今回の大きな趣旨は保証人制度をなくすということだと理解してるんですが、保証人はですね、制度というのはやはり一つの効力というのはあると思うんです。ですから、保証人制度も残してこちらの制度も併用できるような考えはなかったのか伺います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

保証人制度につきましては、何かあった場合においては必要不可欠な部分というのは理解するところでございますが、制度上低廉な部分の住宅を供給してくという形で、今現在、全国的にも保証人が立てられないから入居できないという事例が散見されてきました。多くなってきました。その部分を含めて今回国として保証人制度をとりあえずなくして、何かあったときの連絡先が、連絡つくような人、何かあったとき手助けしてくれる人について設定して、保証人制度という規制をなくしましょうということで、入りやすい町営住宅にしていきましょう。公営住宅にしていましょうという考えのもとでありますので、町もその考えに沿った形で今回保証人の制度を廃止させていただいたというところでございます。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

入居するにあたってですね、なかなか新しく坂下町にきた場合は保証人をみつけるというのは困難な事例というのはよく理解できます。ただ、保証人を立てられるという方もあると思うんです。そういったことであれば、保証人制度というものを残していただいて、それは入居者に選択していただくといういろんなルートがですね、保証人を入れる申請の仕方のルート、保証人を立てないルートとか、そういったいろんな選択ができ

るような道を残しておくべきかと思うんですけれども、これ国の政策だからということでありますが、その国の政策のとおりにはしないといけないのかも含めて再度答弁いただきたいと存じます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

さまざまな選択肢があろうかと思います。実質的には町としましては、国の施策に則った形で町営住宅の管理運営については努めていきたいというふうには考えているところでありまして、今回の条例改正につきましては、国の施策に則った形で条例の改正をさせていただいたというところでございます。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

◎4番(渡部正司君)

議長、4番。

◎議長(古川庄平君)

4番、渡部正司君。

◎4番(渡部正司君)

確認をしたいのですが、18条の3項なんですけど、未納の家賃ということを金銭の給付を目的とする債務の不履行ということに改めるということですが、これは基本的にどこが違っているということでしょうか。未納の家賃を金銭の給付を目的とする債務の不履行に改めるとしています。これは具体的にどういうことでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

実質的にはですね、明け渡しするときの還付の部分については、今までは未納家賃という形で限定していた部分があるんですが、その部分を取り払って、あくまでも町が家賃の部分も含めて町が修繕にかかった費用等々についてその敷金のほうから差し引かせていただくというふうな形になってます。

例えば、未納家賃を含めて修繕にかかった、例えば畳の表替えに5千円かかりましたよとなれば、その敷金からその5千円を差し引いた中でお返しさせていただくというふうな形で、敷金の部分について調整させていただくというところでございます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

本案について反対の立場から申し上げます。本案の改正の趣旨は保証人制度を廃止するというものです。町営住宅に入居する方にとって保証人になっていただく方をお願いするのは大変かもしれません。しかし、保証人を立てることが容易な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。保証人制度はそれなりの効力があります。堅持すべきであります。提案された非保証人制度を取り入れることについて異論はありませんが、保証人制度と非保証人の制度を併用して、入居者に選択していただく。保証人制度は廃止せず堅持すべきものであると思慮します。本案についてもう一度検討していただきたく、本案について反対討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 9 号「会津坂下町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（多数起立）

◎議長（古川庄平君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 9、議案第 10 号「会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 10 号「会津坂下町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 10、議案第 11 号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 11 号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 11、予算特別委員会に付託しておきました議案第 12 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計予算」から議案第 19 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算」までの 8 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(蓮沼英樹君)

議案第 12 号 令和 2 年度会津坂下町一般会計予算

議案第 13 号 令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算

議案第 14 号 令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計予算

議案第 15 号 令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 16 号 令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算

議案第 17 号 令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第 18 号 令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 19 号 令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算

◎議長（古川庄平君）

議案の審査経過及び結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

◎6 番（佐藤宗太君）

議長、6 番。

◎議長（古川庄平君）

6 番、予算特別委員会委員長、佐藤宗太君。

◎6 番（佐藤宗太君）（登壇）

6 番、予算特別委員会委員長の佐藤宗太でございます。

予算特別委員会に付託されました、議案第 12 号「令和 2 年度 会津坂下町一般会計予算」から議案第 19 号「令和 2 年度 会津坂下町水道事業会計予算」までの 8 件につきまして、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第 12 号「令和 2 年度 会津坂下町一般会計予算」について、申し上げます。

2 月 28 日（金）午前 10 時より、議場にて予算特別委員会を開き、委員 16 名出席のもと慎重に審査をいたしました。

審査の結果、本案は、「賛成多数」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、3 月 2 日、午前 10 時より、議場において、予算特別委員会を開き、委員 16 名出席のもと、議案第 13 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」は審査の結果、「賛成全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 14 号「令和 2 年度 会津坂下町 介護保険特別会計予算」は、審査の結果、「賛成全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 15 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、「賛成全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 16 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」は、審査の結果、「賛成全員」で 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 17 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」は、審査の結果、「賛成全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 18 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」は、審査の結果、「賛成全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 19 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算」は、審査の結果、「賛成全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、議案第 12 号から、議案第 19 号まで、8 件についての、予算特別委員会における審査結果の報告を終わります。

◎議長（古川庄平君）

これより予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 12 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 13 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 14 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 15 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 16 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 17 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 18 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 19 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は採決は1件ごとに行います。

まず、議案第12号「令和2年度会津坂下町一般会計予算」について反対討論の発言異を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

◎8番（三橋薫君）

議長、8番。

◎議長（古川庄平君）

8番、三橋薫君。

◎8番（三橋薫君）

賛成の立場で討論を行います。

予算委員会の質疑において、一部納得できない部分も説明を受けましたので、令和2年度予算に関し、賛成討論をいたしたいというふうに思います。

令和2年度予算に関しては、厳しい財政健全化の初年度でもあります。歳入面では地方交付税が地方交付税等の不確定要素があり、減少傾向にある中において、町税、固定資産税収納において職員一丸となって収納率を上げ、歳入確保を図り、歳入増加を図る姿勢を評価したいというふうに思います。

次に、歳出面では、子育て支援、そして住民福祉向上の予算も例年どおり確保されており、また、公債費の早期返還の努力、公債費の起債をなるべく抑える努力が現れている予算書だと思っております。

しかしながら、財政調整基金等の積み立てが未だ不足しております。予算規模にあった積立金の確保を目指していただきたいというふうに思います。

最後に、議員からの質問に対しての回答、説明においては我々議員だけでなく、町民にも分かりやすく説明していただくことを執行部の皆様に切に申し上げ、賛成といたします。

◎議長（古川庄平君）

次に、反対討論の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

◎7番（山口享君）

議長、7 番。

◎議長（古川庄平君）

7 番、山口享君。

◎7 番(山口享君)

私も、令和 2 年度会津坂下町一般会計当初予算に賛成の立場から討論いたします。

齋藤町長及び町職員の皆様方におかれましては、厳しい財政状況のもと、予算編成となり、大変ご苦労されたかと思います。本年度の予算 68 億 2,000 万円、昨年度は 68 億 9,000 万でした。その前は 73 億の当初予算でありました。年々右肩下がりの縮小の予算であります。これは昨年の町長の施政方針の演説の中で、身の丈にあった財政運営をしたいということでありましたので、私も賛同しているところであります。

今年は第六次振興計画のスタートの年であります。会津坂下町の新たな 10 年間の計画であり、その初年度は大変重要な年となると考えております。第六次振興計画の中では、今までなかった人口減少とそれがもたらす緩やかな経済の縮小を見据えた持続可能なまちづくり目指し、改めて協働のまちづくりを推進するものと理解いたしました。

その中で示されました令和 2 年度当初予算は、これまでも重要な重点事項として実施されてきた事業計画はもちろん、若者による地域づくり推進事業など新たな取り組みも予算措置せれております。昨年策定されました財政健全化アクションプランの財政シミュレーションからはあと数年大変厳しい財政状況が続く見通しであります。新たな振興計画で示された政策実現のための予算となっていることも評価いたすものであります。

住民サービスの向上、維持向上させていくことは行政、議会の責務であり、そのために将来にわたって財政が健全化であることが前提であることから、当面財政健全化は最優先課題であります。

しかし一方で、町の将来像を掲げたやっばりばんげがいいと思えるまちづくりのためには、ある程度の予算と町民、行政、議会により創意工夫に満ちた取り組み、まさに協働のまちづくりが必要であると思います。

このようなことを踏まえ、令和 2 年度の予算執行においては財政の健全化を最重要点課題としながらも第六次振興計画に掲げた町の将来をしっかりと見据え、町発展に向けた新たなスタートとなることを要望いたしまして、本案の賛成討論といたします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

本案について賛成するものの申し上げたきことがらを述べます。

予算委員会、一般質問の質疑応答より、要望・要求・提案を述べるものです。

みなし道路についての用地の買収についての取り組みがありません。事業の大きな積み残しがあります。今後補正予算にて対応していただきたい。

町長はじめ特別職の退職金についてです。退職金をなくす取り組みがなされている自治体もあります。坂下町から全国に発信していただきたいものです。私の持論は一期四年分を超える分についての退職金不要であります。残された任期中、ぜひとも実現いただけたらとの要望であります。

町庁舎については町財政健全化後に着手することではありますが、私の見地からは庁舎がいつ使用不能になってもおかしくない状態です。老朽化による雨漏り、水道管の腐朽など健全化を待っていては手遅れになってしまいます。

用地の買収については必要になるのだから今のうちに取り組むべきものであります。早急な取り組みを進言します。町に元気がないように感じられます。元気になるようにと町には多くの団体が活動しています。積極的な支援を望むものです。元気になるような取り組みを期待します。

只見線が来年度、全線が再開通です。三十三観音坂下で一番集客力のある札所もあります。喜ばれるトイレの設置を推進してください。

人を呼び込み、人を滞留させ、経済効果のためにも企業や施設の誘致、ビジネスツーリストホテルの積極的な誘致運動を展開していただきたい。

公共交通について、バス、タクシー、鉄道、通学占用バスとの連携を積極的に協議していただき、これから増大する運転免許返納者にも対応すべく、利用者側に立ってもっと利便性が向上するようにしていただきたい。

以上の要望・要求・提案・意見を申し上げ賛成するものです。

◎議長（古川庄平君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号「令和2年度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（古川庄平君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 13 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 14 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 15 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 16 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 17 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 18 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算」について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 19 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 12、議案第 20 号「令和元年度会津坂下町一般会計補正予算(第 5 号)」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議案第 20 号「令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第 5 号）」について、ご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4,964 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 73 億 830 万 3 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額、並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第 2 条は、繰り越し明許費の補正であり、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表繰り越し明許費」によりたいというものであります。

第 3 条は地方債の補正であり、地方債の追加・変更は、「第 3 表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、交付金・補助金をはじめ事業費の確定に伴う事業費の増減を計上したものであります。

1 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正であります。事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

第 2 表繰り越し明許費であります。令和 2 年度へ繰り越す事業は 5 事業であり、事業費総額 1 億 3,801 万 5 千円となります。

はじめに、4 款 2 項災害等廃棄物処理事業 5,477 万 2 千円は、昨年の台風 19 号の被災により発生した稲わらの処分を実施するものですが、該当地区で稲わらを集積し、処分場で処理するまでが事業となりますので、期間的に年度内の完了が困難であることから繰り越すものです。

次に、6 款 2 項ふくしま森林再生事業 3,596 万円は、事業実施区域内の所在不明者の同意を得ることに時間を要したこと、また、当初予定していた工事用道路のルート上に障害物があり、幅員が確保できなかったことによる見直しなどの不測の事態が生じたため、年度内の完了が困難であることから繰り越すものです。

次に 8 款 2 項社会資本整備総合交付金事業、橋りょう整備、2,006 万円は、台風 19 号により県内に甚大な被害が発生し、本事業の設計業務を請け負っている福島市町村支援機構が、災害復旧業務を優先させざるを得ない状況となり、設計完了に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難であることから繰り越すものです。

次に 8 款 4 項公共下水道事業、一般会計繰り出し、267 万 7 千円は、敷設工法の変更並びに光ケーブル横断に係る埋設物協議等に時間を要するため、管きょ敷設工事 2 工区の年度内の完了が困難であることから繰り越すものです。

最後に 11 款 1 項農業施設災害復旧業務 2,454 万 6 千円は、台風 19 号により被災した農用地及び農業用施設の復旧工事において、12 月に国の査定が完了し、その後設計・工事の発注を実施しましたが、工事完了まで十分な工期が確保できず、年度内の完了が困難であることから繰り越すものです。

7 ページをご覧ください。第 3 表地方債補正であります。

今回の補正では、追加が 1 件、変更が 11 件であり、8,390 万円の減額となります。

はじめに、追加のため池等整備事業は、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、持続的な経済成長の実現を目指すとして編成された、国の補正予算（第 1 号）に対応したもので、本年度も実施している県営老朽ため池整備工事の泥布沢及び大窪ため池

整備事業について、令和 2 年度に予定されていた工事の一部を前倒しで実施するものの追加の負担金です。なお、元利償還金の 2 分の 1 が交付税措置されます。

次に変更ですが、地域づくり推進事業 2,680 万円の減及び子育て支援事業 600 万円の減は、いずれも過疎対策事業債ソフト分の起債同意額の決定によるもので、減額分は一般財源での対応となります。

次に、会津西部斎苑整備事業 90 万円の減は、火葬炉修繕工事費の確定によるものです。

次に、農業用河川工作物応急対策事業 140 万円の増は、国の補正予算（第 1 号）に対応したもので、本年度も実施している栗村堰の県営事業負担金の増分となります。

8 ページをご覧ください。

農業環境改善センター整備事業から除雪機械整備事業までは、それぞれの事業費の確定による減額となります。

次に、橋りょう整備事業 790 万円の減は、事業費の精査により減額となったものです。

次に、町営住宅整備事業 2,880 万円の減は、古町川尻団地 1 号棟の給水・ガス管工事費の確定による減額です。

最後の農地農業施設災害復旧事業 990 万円の減は、昨年の台風 19 号の被災による災害復旧工事について、国の査定及び県のヒアリングにより、補助金の補助率が見込んでいたよりも上がったため、起債額を減額するものです。

次に、事項別明細書についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

1 総括の歳入につきましては、1 款町税から 21 款環境性能割交付金まで、補正額 1 億 4,964 万 3 千円の減、補正後の額 73 億 830 万 3 千円であります。

2 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款議会費から 14 款予備費までの歳出合計は、歳入と同じであります。

財源内訳につきましては、国県支出金 3,579 万 4 千円の減、地方債 7,980 万円の減、その他特定財源 3,034 万 2 千円の減、一般財源 370 万 7 千円の減であります。

なお、第 2 表で説明した地方債の合計と、財源内訳の地方債の合計が相違しているのは、農地災害復旧事業について、緊急に対応する必要があったため、一部予備費からの支出としており、その分については、起債の充当ができないことから、財源内訳の地方債が少なくなり、一般財源が増えております。

3 ページをご覧ください。2 の歳入であります。

ほとんどが収入見込み額及び事業費確定による増減となりますので、主なものについて説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目町民税個人 4,000 万円の増については、現年度課税分として、課税対象者数の増と徴収率の見込みから、収入見込み額が増となったものです。

次に、1 款 2 項 1 目固定資産税 3,300 万円の増については、坂下厚生総合病院の建設予定地が課税対象となったことや、長井地区の大規模太陽光発電施設に伴う償却資産の

増などによるものです。

次に、1 款 3 項 1 目軽自動車税 300 万円の増については、グリーン化特例による軽減税率から標準税率となった車両及び重課税車両台数の増加によるものです。

4 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税から 5 ページの 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金については、現時点での交付状況及び県から示された交付見込み額による減額です。

次に 8 款 3 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金 223 万 5 千円の増については、幼児教育・保育の無償化の一つで、低所得者の給食の副食費分が免除となることに伴う対象分の増額です。

6 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目地方交付税 2,817 万 7 千円の減については、特別交付税は、全国で大規模な自然災害が多く発生しており、追加財政事情、特別事業分の算定において、配分額の減額が想定されることから 1,977 万 2 千円の減、震災復興特別交付税は、交付見込み額により 840 万 5 千円を減額としたものです。

次に、11 款 2 項 2 目民生費負担金 104 万 8 千円の減については、1 節老人福祉施設費負担金 55 万円の減は、措置入所者数の減により、2 節児童福祉費負担金 49 万 8 千円の減は、町外からの保育施設利用者の増による、広域保育料及び施設型給付負担金の増、また、放課後児童健全育成事業の利用者の減による差し引きであります。

次に 5 目教育費負担金 49 万 1 千円の増については、町外からの幼稚園利用者の増による施設型給付負担金の増額であります。

7 ページをご覧ください。

12 款 1 項 7 目土木使用料 125 万 3 千円の減については、住宅使用料の滞納繰越分の収入見込み額の減によるものです。

次に 8 目教育使用料 100 万 7 千円の増については、町外からの利用者の増による幼稚園保育料の増、並びに預かり保育の利用者の増によるものです。

次に 12 款 2 項 3 目衛生手数料 422 万 2 千円の増については、ゴミ袋販売手数料の増と、粗大ゴミ等の直接搬入による手数料の増によるものです。

8 ページをご覧ください。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 384 万 1 千円の減については、1 節障がい者福祉費負担金は、児童発達支援の早期発見体制の充実による利用者の増によるもの、2 節児童手当負担金の減は、支給対象者数の減少によるもの、5 節低所得者保険料軽減負担金は、対象者数の確定に伴い負担金が確定したことによるものです。

次に、13 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 287 万 3 千円の増については、社会保障・税番号制度整備費補助金の交付見込みによるものです。

次に 2 目民生費国庫補助金 710 万円の減については、プレミアム付き商品券事業の執行見込みによる、20%のプレミアム分の補助金の減額です。

次に 3 目衛生費国庫補助金 115 万 3 千円の減については、合併浄化槽設置補助金並びに、乳幼児健診等母子保健情報連携システム改修費の確定によるものです。

9 ページをご覧ください。

4 目土木費国庫補助金 1,191 万 5 千円の減については、社会資本整備総合交付金の交付額決定によるものです。

次に 14 款 1 項 2 目民生費県負担金 236 万 8 千円の減については、1 節社会福祉費負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金並びに、低所得者保険料軽減負担金の確定による増減、2 節障害者福祉費負担金は、児童発達支援の利用者の増による増額、3 節保険基盤安定負担金は、被保険者の確定に伴う負担金額の確定による減額、4 節児童手当負担金は支給対象者の減による減額であります。

10 ページをご覧ください。

14 款 2 項 2 目民生費県補助金 412 万 3 千円の減については、2 節老人福祉費補助金は、老人クラブ数及び加入人数の減による減額、3 節児童福祉費補助金は、説明欄に記載の各補助金の執行見込みによる減額です。

次に 3 目衛生費県補助金 2,564 万 9 千円の増については、合併浄化槽設置整備事業補助金、健康増進事業費補助金、自家消費野菜等放射能検査維持管理経費補助金は、それぞれの事業執行見込みによる減額です。また、災害等廃棄物処理事業費補助金は、昨年の台風 19 号の被災により発生した稲わらの処分経費に係る補助金で、新規事業となります。

なお、環境省の補助金を活用するに当たり本年度中の申請が必要なため、本補正予算での計上となりますが、事業は繰り越し事業となります。

11 ページをご覧ください。

4 目農林水産業費県補助金 3,159 万 9 千円の減については、1 節農業費補助金は、説明欄に記載の各交付金、補助金の確定による増減となりますが、主なものとして、農地集積協力金交付金は、単価の改訂があったため及び、集積が一定程度完了しており、新たな集積面積が減少したことによる減、経営体育成支援事業費補助金は、採択が 1 件だったことによる減となっています。

次に 7 目災害復旧費県補助金 670 万 2 千円の増については、台風 19 号の被災による農地・農用地災害に係る国の査定、県のヒアリング結果により、補助率が増加したことによるものです。

12 ページをご覧ください。

14 款 3 項 1 目総務費県委託金 720 万円の減については、主に 3 節選挙費委託金の事業費確定によるものです。

次に 5 目土木費県委託金 79 万 8 千円の増については、県道の消融雪施設清掃業務委託の路線が、県道工事の完了により延長となったことによる増額です。

次に 15 款 2 項 1 目不動産売り払い収入 275 万 5 千円の増については、会津坂下駅前にあった旧埋蔵文化財整理作業室の土地・建物の売却によるものです。

次に 2 目物品売り払い収入 115 万 5 千円の増については、小型除雪機更新に伴う、旧除雪機の売却によるものです。

13 ページをご覧ください。

16 款 1 項 1 目一般寄附金 133 万 7 千円の増については、本年度の一般寄附金、ふるさと納税寄附金の収入見込みによる増額です。

次に 17 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金 2,800 万円の減については、本年度当初予算編成時に財源が不足するため財政調整基金からの繰り入れを予定しておりましたが、本補正予算による余剰等により、全額を減として繰り入れを行わないものです。

次に 19 款 4 項 4 目学校給食費 883 万 9 千円の減については、学校給食及び 14 ページをご覧ください。幼稚園給食の喫食数の見込みにより減額するものです。

次に 5 目雑入 3,011 万 2 千円の減については、説明欄に記載の各事業費の確定及び見込みによる増減となりますが、主なものとしては、湯川村学校給食業務委託料は喫食数の減によるもの、プレミアム付き商品券販売収入は、事業執行見込みによる減額であります。

次に 20 款町債については、第 3 表地方債の補正によりご説明したとおり、追加が 1 件、変更が 11 件であります。町債の総額は 16 ページをご覧ください。8,390 万円減の 3 億 4,690 万 4 千円となります。

次に 21 款環境性能割交付金 42 万 4 千円の減については、県から示された交付見込み額によるものです。

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 07 分）

再開を 11 時 20 分といたします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午前 11 時 20 分）

休憩前に引き続いて説明願います。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

続けて説明をさせていただきます。

17 ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費 54 万 7 千円の減については、議会管理経費の実績及び執行見込みによるものですが、14 節使用料及び賃借料は、支出予定がないため全額減となります。

18 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費 844 万 8 千円の減については、各事業費の確定及び執行見込みによる減となりますが、主なものとして、4 節共済費及び 7 節賃金は、臨時職員の雇

用状況により減額、13 節委託料の町例規集データベースは、契約の見直しによる減額です。

次に 5 目財産管理費 1,475 万 4 千円の減については、25 節積立金が主であり、19 ページをご覧ください。説明欄に記載の福祉基金、行政センター建設基金については、本年度の一般寄附及びふるさと納税寄附金の寄附見込み額の増により、寄附の目的別に積み立てを実施するものです。財政調整基金は、これら寄附金に加え、令和 2 年度から運用を休止する商工中金の返還される預託金 400 万円を積み立てるものです。また、公共施設整備基金は、旧埋蔵文化財整理事業室の売却分を積み立てるもの、廃棄物処理施設整備基金は、家庭用ごみ袋の販売手数料及び粗大ごみ等の直接搬入手数料の増額分を積み立てるものです。

次に 6 目企画費 333 万 2 千円の減については、各事業費の確定及び執行見込みによる増減となりますが、主なものとしては、11 節需用費の施設修繕料は、3 号補正で予算化した各コミュニティセンター附属体育館の照明器具修繕において、修繕を実施した結果、電球の交換以外にも器具自体に不具合が発生していたケースがあり、追加で照明の修繕を実施するもの、及び建具・床の修繕を実施するものです。

15 節工事請負費は、高寺コミセンの屋根塗装工事の執行残による減額です。19 節負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行負担金の確定による減額などです。

20 ページをご覧ください。補助金の地域おこし協力隊起業支援補助金は、申請がなかったため全額減となりました。

次に 8 目電算管理費 186 万円の減の主なものは、14 節使用料及び賃借料で、地域イントラネット事業の電算機器賃借料の確定による減額です。

次に 2 款 2 項 1 目税務総務費 280 万円の減については、住民税や軽自動車税などの法改正に伴う、システム改修委託費の確定による減額です。

21 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 307 万 9 千円の増については、戸籍の窓口業務で使用している契印機の故障に伴う機器の更新、並びにマイナンバーカードの発行が全国的に増えていることによる負担見込み額の増分であります。

次に 2 款 4 項 3 目参議院議員通常選挙費 123 万 8 千円の減及び、23 ページをご覧ください。福島県議会議員一般選挙費 598 万 1 千円の減については、人件費を含む選挙執行額の確定によるものです。

26 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 5,020 万 8 千円減の主なものについては、20 節扶助費は、プレミアム付き商品券事業の執行見込みによる減額です。28 節繰り出し金の国民健康保険特別会計繰り出し金は、保険基盤安定繰り入れ額の確定、出産育児一時金等は該当者の見込みによる減額、後期高齢者医療特別会計繰り出し金は、保険基盤安定繰り入れ額の確定による減額、介護保険特別会計繰り出し金は、居宅介護サービス使用者の減などに伴う給付費減額や、低所得者保険料軽減繰り出し金の執行見込みによる増額など、各事業の執行見込みによる減額となっています。

次に 2 目障がい者福祉費 140 万円の増については、児童発達支援対象者の早期発見体制の充実による、利用者の増に伴う事業費の増額です。

27 ページをご覧ください。

3 目老人福祉費 402 万 8 千円の減については、19 節負担金補助及び交付金は、老人クラブの団体数及び老人クラブ加入者の減少による減額、20 節扶助費は、死亡・転出による長寿祝い金該当者の減、措置入所者の減によるものです。

次に 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 250 万 4 千円の減については、1 節報酬から 11 節需用費までは、子育てふれあい交流センター事業の執行見込みによる増減、13 節委託料は、幼児教育・保育の無償化に係る子育て支援システム改修委託の確定による減額です。

28 ページをご覧ください。

19 節負担金補助及び交付金は、多子世帯保育料軽減事業の執行見込みによるもので、補助該当者の減によるものです。

次に 2 目児童措置費 760 万円の減については、児童手当の受給対象者数の減によるものです。

次に 3 目母子福祉費 317 万円の増については、昨年末のインフルエンザの流行などによる、乳幼児及び児童医療費補助の執行見込みによる増額です。なお、歳入で県補助金の子どもの医療費補助金が減額となっているのに対し、児童医療費が増額となっている理由につきましては、国・県の医療費無料化の対象外となっており、町が実施している小学 1 年から 3 年生までの医療費が増の見込みとなっているためです。

次に 4 目児童福祉施設費 412 万円の減については、1 節報酬は、臨時保育士が募集人数に満たなかったことによる減額、11 節需用費の施設修繕料は、2 歳児の午睡室の空調機器の修繕による増額、13 節委託料は、給食の提供見込み数の減による減額、23 節償還金利子及び割引料は、子どものための教育・保育給付事業並びに、施設型給付費地方単独費用補助事業の国・県補助金の過年度返還金の確定による増額です。

29 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 42 万 9 千円の減の主なもの、乳幼児健診等母子保健情報連携システム改修委託の確定による減額です。

次に 2 目予防費 390 万 8 千円の減については、妊婦・乳幼児健康診査事業、健康増進事業、健康診査事業の執行見込みによる減額ですが、13 節委託料は、健康診査受診者見込み数の減、妊婦・乳幼児健診対象数の減による減額です。

次に 3 目環境衛生費 381 万 4 千円の減については、13 節委託料は、食品等放射性物質測定器の保守点検料の確定による減額です。30 ページをご覧ください。19 節負担金補助及び交付金は、合併浄化槽設置補助の確定による減額であります。

次に 4 目斎苑管理運営費 91 万 8 千円の減については、会津西部斎苑の火葬炉補修工事費の確定による減額です。

次に 4 款 2 項 1 目塵芥し尿処理費 5,346 万 7 千円の増については、通常実施されている資源物分別処理事業、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、事業費の確定による減額であります。また、11 節需用費と 13 節委託料の一般廃棄物収集業務の増額に

つきましては、昨年の台風 19 号の被災により発生した稲わらの処分を行う、災害等廃棄物処理事業を実施するため、新規で予算を計上したものです。なお、環境省の補助金を活用し事業を実施することから、本年度中の申請が必要なため本補正予算での計上となりますが、事業自体は繰り越し事業となります。

31 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目労働諸費 63 万 5 千円の減については、永年勤続優良従業員賞賜金の確定と、新規雇用促進対策費及び工場誘致補助金の確定による減額です。

次に 6 款 1 項 3 目農業振興費 3,222 万 1 千円の減については、各種事業費の確定及び執行見込み、並びに各種補助金額の確定によるものですが、主なものとしては、32 ページをご覧ください。15 節工事請負費は、農村環境改善センター屋根修繕工事費の確定による減額、19 節負担金補助及び交付金の福島県営農再開支援事業交付金は、台風 19 号の被災により、原発事故後は場に散布してきた塩化カリウムが、流出または河川土砂等の流入などにより、濃度が低下した恐れがあるため、濃度を測定し、不足する場合は追加で散布するための予算を計上したものです。経営体育成支援事業は、本年度は 1 件のみの採択となったことから、不用額を減額するものです。農地集積協力金は、単価設定に変更があったこと、また、一定程度集積が進み、集積できる面積が減ってきたことによる減額であります。

次に 5 目農地費 245 万 7 千円の増については、19 節負担金補助及び交付金の県土地改良事業団体連合会は、地すべり対策事業、栗村堰事業、鶴沼防災ダム事業に係る負担金の確定による減額、県営ため池等整備事業は、国の補正予算（第 1 号）に対応した泥布沢ため池、大窪ため池の各整備事業費の増額に伴う負担金の増額、河川応急対策事業負担金は、同じく国の補正予算（第 1 号）に対応した栗村堰の可動堰の工事費の増額によるものです。

28 節農業集落排水事業特別会計への繰り出し金は、新規加入使用料見込み額の減、並びに算定対象人口の減により、一般会計からの繰り出し金が増となるものです。

33 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目商工業振興費 30 万円の減については、説明欄に記載の各補助金の確定による減額であります。

次に 5 目温泉施設管理費 231 万円の増については、農業集落排水事業の使用料の見直しに伴い、糸桜里の湯ばんげから処理施設に流入する水量を把握するため、新たに水道及び給湯温水メーターの取り付け工事を実施するものです。

次に 8 款 2 項 2 目道路維持費 182 万 4 千円の減については、小型除雪機更新に伴う事業費及び、電柱等移設負担金の確定によるものです。

次に 3 目道路新設改良費 294 万 6 千円の増については、町道及び生活道路の整備に関する事業費の確定及び、追加工事の実施に伴う増額であります。

34 ページをご覧ください。

6 目橋りょう新設改良費 500 万円の減については、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴う、橋りょうの点検・整備に係る事業費の減額であります。

次に 8 款 3 項 2 目河川維持費 390 万円の増については、準用河川の堆砂除去工事等の追加によるものです。

次に 8 款 4 項 2 目土地区画整理費 563 万円の増については、坂下東第一土地区画整理事業特別会計への繰り出し金で、予定していた保留地の売却が出来なかったことから、一般会計からの繰り出し金が増額となります。

次に 4 目下水道費 268 万 5 千円の増については、下水道事業への繰り出し金で、滞納繰越分の負担金及び新規加入使用料見込みの減により、一般会計からの繰り出し金が増額となるものです。

35 ページをご覧ください。

8 款 5 項 1 目住宅管理費 4,071 万 5 千円の減については、社会資本整備総合交付金の額の確定に伴う工事費の確定による減額であります。

36 ページをご覧ください。

10 款 1 項 3 目子ども支援費 176 万円の減については、幼児教育・保育の無償化に対応するため、システムへのデータ入力を委託する予定でしたが、臨時職員で対応したため、委託料を全額減としたものです。

次に 10 款 2 項 1 目学校管理費 356 万 9 千円の減については、小学校でのエアコンの可動日数の減などによる電気料の減額、遠距離通学用定期券補助、健康診断委託料、選手派遣費補助金の確定による減額などによるものです。

37 ページをご覧ください。

2 目教育振興費 31 万 2 千円の減については、自動車借り上げ料の確定による減額など、小学校での事業費の確定及び執行見込みによるものです。

38 ページをご覧ください。

10 款 3 項 1 目学校管理費 422 万 7 千円の減については、7 節賃金は、臨時事務職員が県費対応となったことから、全額減となりました。その他主なものは、中学校でのエアコンの稼働日数の減などによる電気料の減額、遠距離通学用定期券補助、健康診断委託料の確定による減額などによるものです。

39 ページをご覧ください。

2 目教育振興費 189 万円の減については、11 節需用費の学力テスト等は、実用英語技能検定の補助制度を見直したことによる減額、14 節使用料及び賃借料の電子計算機器等は、事業費の確定による減額など、中学校の事業費の確定及び執行見込みによるものです。

40 ページをご覧ください。

10 款 4 項 1 目幼稚園費 483 万 7 千円の減については、臨時教諭が募集人数に満たなかったことによる報酬の減額、通園バス運転委託料の確定による減など、幼稚園の事業執行見込みによるものです。

次に 10 款 5 項 2 目公民館費 62 万円増の主なものは、11 節需用費で、中央公民館での灯油・電気料の使用見込みによる増額、また、施設修繕料は、中央公民館の合併浄化槽の修繕を行うものです。

41 ページをご覧ください。

4 目埋蔵文化財発掘調査費 39 万 7 千円の減については、亀ヶ森・鎮守が森古墳保存事業、稲荷塚遺跡の発掘調査事業、高寺山発掘調査事業、埋蔵文化センター活用事業の各事業費の確定及び執行見込みによるものです。

42 ページをご覧ください。

10 款 6 項 2 目学校給食費 857 万 1 千円の減については、事業費の確定及び執行見込みによるものですが、23 節償還金利子及び割引料 91 万 5 千円の増は、平成 25 年度から 30 年度までに実施した学校給食の放射能検査において、特別交付税の措置を受けておりましたが、湯川村との委託の算定にも計上していたため、湯川村に返還するものです。

次に 11 款 1 項 1 目農業施設災害復旧費は、補正額はございませんが、2 号補正で予算計上した 6 月の豪雨による洲走での農地災害及び、4 号補正で予算計上した台風 19 号の被災による農地災害の補助率が上がる見通しとなったため、補助金の増額、それに伴う起債の減額等、財源内訳の補正であります。

43 ページをご覧ください。

最後に 14 款 1 項 1 目予備費 3,787 万 6 千円の減については、歳入歳出の調整によるもので、予備費合計額は、5,018 万 8 千円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

20 ページ、地域おこし協力隊への起業支援補助金 100 万円は、本人の申請がなかったためということで、予算化されていたにもかかわらず不用額となったというところなんですけれども、状況というのはどう、この人は対象者がいなくなったのか、連絡とかこの方との連絡とかってどういうふうになっているのかちょっとお聞きしたかったんです。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

この起業支援補助金につきましては、平成 30 年度で満了したお一方が 3 年の満了後

に坂下町で企業を起した場合に、県を通して特別交付税措置される 100 万円ということになります。この方につきましては、坂下に残られたんですが、起業等はしなかったということで申請がなかったということです。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎7 番(山口享君)

議長、7 番。

◎議長（古川庄平君）

7 番、山口享君。

◎7 番(山口享君)

収入の部の 3 ページの中で、町税、固定資産税について教えていただきたいと思います。病院の建設ということで 3,300 万円が上がったと思うんですけども、令和 3 年 11 月開業されるとこれはなくなるかどうかを確認させていただきたいと思います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

この増額した 3,300 万円がすべてではありません。まずちょっと説明申し上げますが、このうちですね、厚生病院の宅地の造成にかかる分、これがですね、約 370 万程度です、年間。そのほかにあと太陽光のパネル、ソーラーですね、メガソーラーの関係がありまして、あと一番大きいのはやっぱり何といっても収納率です。当初で 95.5%で見てたものが 98%で補正をさせていただきました。1%上がると約 700 万から上がりますので、2%になるとそのかける 2.5 というようなことになりますので、3,300 万のうちの額はそういった内容打というようなことであります。

ただ、厚生病院の土地に関してはこれ農協法の関係がございます。それでいわゆる病院が建つまでは課税しなくちゃなんないんです。ただ、病院が建って、農協法によるいわゆる厚生連の病院が開業して病院の機能がなった場合には減免の措置をしていただくというようなことになります。以上です。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎14 番(酒井育子君)

議長、14 番。

◎議長（古川庄平君）

14 番、酒井育子君。

◎14 番(酒井育子君)

28 ページなんですけれども、児童福祉費の中の 459 万 7 千円、報酬費。これは保育士の出す募集人員に至らなかったということなんですけれども、これは保育所のたぶん保育士のことだと思います。例えばこの保育士をですね、至らなかったということなんです、その後努力をされて保育士を採用されていたならば、待機児童の 10 名から何名でも入所できたのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長 (古川庄平君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議員おっしゃるとおりで、やはり人員確保は最後の最後まで努力をしている部分であります。雇用ができない部分、やはり受け入れが不可能だったということも何件かはございます。今月に入ってもさらに 3 月も臨時の雇用をしたところでありまして、そういう部分についてはできる限りこれからも努力していきたいと考えております。

◎議長 (古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長 (古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

歳出で小中学校ともに電気料というのは 100 万を超えて減ってるんですけれども、ちょっと私その原因について聞き漏らしたかと思いますので、説明願います。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長 (古川庄平君)

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

小中学校の電気料であります、本年度についてはエアコン設置したということで当然暑いときは使うということで想定して予算を前年度よりもプラスアルファして予算措置したんですが、工事が終わった段階で残暑は厳しかったんですが、さほど稼働日数が想定した日数よりも少なかったということでその分不用額として今回落とさせていただいたということになりますので、よろしくお願いします。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

◎9 番（青木美貴子君）

議長、9 番。

◎議長（古川庄平君）

9 番、青木美貴子君。

◎9 番（青木美貴子君）

11 款 2 項 2 目の放課後児童健全育成事業についてお伺いいたします。ページは 6 ページです。

それで、今この新型コロナということで放課後児童に登録されていない子どもも受け入れられる状況なのかも含めて予算化をどう考えているかお聞きしたいと思います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（古川庄平君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

現在、コロナウイルスということで、放課後児童健全育成事業、わんぱくのほうは開所しております。あくまでもわんぱくのほうは規定がございますので、共働きだったり、その時間に子育てできないお子さんということでこちらのほうで募集して利用していただいています。

それ以外に今回のコロナ対策についてどうしても急遽というような、このわんぱく児童クラブのほうに該当しなくても家庭的な事情で預けたいという方については、さらに学校で受け入れるような対応をしております、教育委員会へその相談があるものについては対応できるような体制をとっているような状況であります。

◎9 番（青木美貴子君）

議長、9 番。

◎議長（古川庄平君）

9 番、青木美貴子君。

◎9 番（青木美貴子君）

ということは放課後児童という形ではなくて、学校単位で対処してるということですか。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（古川庄平君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

おっしゃるとおりです。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はございませんか。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

初歩的なことで大変申し訳ないんですけども、繰出金についてです。土地区画のほうに 500 万ほど繰り出しが出ているんですけども、これ後の質問になるかもしれないんですが、これは繰り出さないといけないものなのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

後からの議案の 25 号でまたご説明するような形になろうかと思いますが、坂下東第一地区土地区画整理事業におきまして、今回、歳入の部分で不足が生じたという部分でございますので、事業費として確定しておりますので、その分を一般会計のほうから繰り出していただいているというような状況でございます。

◎2 番（赤城大地君）

議長、2 番。

◎議長（古川庄平君）

2 番、赤城大地君。

◎2 番（赤城大地君）

また後のほうの質問でさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はございませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

26 ページの民生費、一番上の扶助費としてプレミアム付き商品券があるわけなんです
が、今回、3,550 万というものが減額でありますけれども、当初の見込みのどのくらい
のパーセントの使用率だったのか。また、こういった残したという原因、要因はどんな
ものが考えられるのかお伺いします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

まず、当初の見込みに対する執行状況ということでお答えさせていただきます。全体
で当初の見込み 2,800 人に対しまして 12 月 20 日時点での執行状況ですけれども、1,297
名ということになっております。

子育て世代におきましては 284 人の見込みに対して 330。それから非課税者、いわゆ
る高齢者が中心になりますが、2,516 人に対して 967 ということで、子育て世代に対
してはある程度の効果はあったのかなと思います。

逆に高齢者の場合、このように実際の申し込み者が少なかったということは、商品券
を買うということと、お金をもらえるんじゃないかということでちょっと勘違いをされ
てる方がいらっしゃるようで、商品券を買うとなりますとどうしても最初にある程度出
費しなければなりませんし、交付申請も難しいということもその要因にあったのではな
いかというふうに思います。

ちなみに県全体で見ますと、同じく 12 月 20 日時点で見たと平均ですが、39.6%になっ
ております。本町の場合ですと、39.4%ということになっておりますので、ほぼ同程度
かなというふうに感じております。

なお、会津管内をちょっと見てみますと、県の平均より少ないところが非常に多いよ
うで、これもやはり高齢化と関係してるのかなというふうに感じております。

逆に都市部のほうでは人口の少ない地域に比べると申請率は多いような数字の結果と
なっております。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

◎14 番(酒井育子君)

議長、14 番。

◎議長(古川庄平君)

14 番、酒井育子君。

◎14 番(酒井育子君)

ページは 29 ページです。保健衛生費の 2 目の予防費の中の委託料の 13 委託料です。その中の健康診査なんですけど、316 万円、これは見込み数の減というふうなことでありましたが、一昨年は猛暑のために、今年令和元年度は健康センターで行われたと思います。

その中で大変受診率がよかったという報告は受けたわけなんですけれども、ここで見込み数が大変減ったということなんですけれども、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今後の進め方ですか。今後の進め方については今年度と同じような形で、健診につきましては令和 2 年度も、会場も健康センターのみで実施する予定であります。

◎14 番(酒井育子君)

議長、14 番。

◎議長(古川庄平君)

14 番、酒井育子君。

◎14 番(酒井育子君)

見込み数の減ということですから、予定してたより人数をまず最初に聞くべきだったかとも思いますけれども、まずその方々の減ったという見込み数に対して、どのような対策を講じられるかお聞きしたいと思います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今回委託料で 376 万の減ということになっておりますが、これは実際に受診者が減ってるのかそういうわけではなくて、年度当初に健康意向調査ということで全世帯に意向調査票をお配りすると思うんですが、その時点での実際かかるのが想定されてる受診者数と実際希望者というのは異なりますから、健康意向調査に対しまして実際希望者というのは 7 割程度ということで考えておりまして、今回 376 万というのはその差ということで申し上げたいと思います。

◎議長(古川庄平君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

((「討論なし」の声あり))

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 20 号「令和元年度会津坂下町一般会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 13、議案第 21 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

それでは、議案第 21 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)」について、ご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,232 万

8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,145万7千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、療養給付費の増に伴う補正と国保基金への積み立て、及び各種給付等の精算による額確定が主なものです。

それでは、詳細を事項別明細書によりご説明します。

1ページをお開き下さい。1の総括の説明となります。先ず、歳入です。

3款国庫支出金から6款繰入金まで合計2,232万8千円を追加し、歳入合計を19億1,145万7千円にするというものです。

次に2ページの歳出であります。

1款総務費から9款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の19億1,145万7千円にするというものです。財源内訳は、国県支出金2,390万6千円の増、一般財源が157万8千円の減であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。2の歳入です。

3款1項2目国民健康保険特別対策費補助金、1節国保制度関係業務事務費補助金7万円の増は、システム改修に係る国庫補助金になります。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金2,034万3千円の増は、療養給付費の増に伴うもの、2節特別交付金374万5千円の増は、事業費の精算によるものです。

同じく2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金25万2千円の減は、補助額確定によるものです。

4ページをお開きください。

6款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金45万8千円の減は、保険基盤安定負担金交付金決定によるもの、3節出産育児一時金等繰入金112万円の減は、出生数が当初見込みよりも少なかったことによるものです。

5ページをお開きください。3の歳出です。

1款1項1目一般管理費208万5千円の減は、国保オンライン資格確認システム改修が令和2年度に延期されたことと、事業費の確定によるものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金3,170万8千円の増、及び2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金1,105万7千円の減は、今年度の実績による精算になります。

2款4項1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金168万円の減は、出生数が当初見込みよりも少なかったことによる減です。

6ページをお開き下さい。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、及び5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、財源内訳の補正になります。

6款1項1目国保基金積立金、25節積立金1,999万円9千円の増は、国民健康保険事業の運営における、費用の不足に備えるための積立金となります。

7 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目予備費は、1,455 万 7 千円の減で 6,573 万 7 千円となります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

昼食のため休議といたします。

（午後 12 時 00 分）

再開を午後 1 時とします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 1 時 00 分）

これより議案第 21 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 21 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号の説明・質疑・討論

◎議長（古川庄平君）

日程第 14、議案第 22 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(古川庄平君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

議案第 22 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)」について、ご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,583 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 8,806 万 2 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、保険料見込額の変更及び事業の精算による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

1 ページをお開き下さい。1 の総括の説明になります

先ず、歳入です。

1 款保険料から 7 款繰入金まで合計 8,583 万 1 千円を減額し、歳入合計を 22 億 8,806 万 2 千円にするというものです。

次に 2 ページの歳出であります。1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の 22 億 8,806 万 2 千円にするというものです。財源内訳は、国県支出金 2,491 万 4 千円の減、その他の財源 2,341 万 7 千円の減、一般財源が 3,750 万円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。まず 2 の歳入です。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節特別徴収保険料 34 万 1 千円の減、及び 2 節普通徴収保険料 31 万 4 千円の減は、死亡や転出などの異動による減となります。

同じく 3 節 滞納繰越分普通徴収保険料 38 万 9 千円の減は、実績見込みによる減となります。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分 1,521 万 3 千円の減、及び 3 款 2 項 1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金 371 万 4 千円の増は、歳出の保険給付費の増減に伴うものです。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金、1 節現年度分 67 万 2 千円の減は、歳出の地域支援事業費の減によるものです

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、1 節現年度分 2,294 万円の減は歳出の保険給付費の減によるもの、同じく 2 目地域支援事業支援交付金、1 節現年分 47 万 7 千円の減は、歳出の地域支援事業費の減によるものです。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分 1,240 万 6 千円の減は、歳出の保険給付費の減によるものです。

5 ページをお開きください。

5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金、1 節現年度分 33 万 7 千円の減は、歳出の地域支援事業費の減によるものです。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金、1 節現年分 1,062 万 3 千円の減は、歳出の保険給付費の減によるものです。

同じく、2 目地域支援事業繰入金、1 節介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 22 万 1 千円の減、2 節包括的支援事業・任意事業繰入金 11 万 6 千円の減は、歳出の地域支援事業費の減によるものです。

同じく、3 目低所得者保険料軽減繰入金、1 節低所得者保険料軽減繰入金 38 万円の増は、保険料軽減者数の増によるもので、4 目その他一般会計繰入金、2 節事務費繰入金 87 万 6 千円の減は、認定調査に係る事務費の減によるものです。

6 ページをお開き下さい。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金、1 節介護給付費準備基金繰入金 2,500 万円の減は、介護給付費などが見込みよりも伸びなかったことにより、基金からの繰り入れが必要なかったためです。

7 ページをお開き下さい。次に 3 の歳出です。

1 款 2 項 1 目認定調査等費、12 節役務費 49 万 1 千円の減、13 節委託料 38 万 5 千円の減は、実績精算によるものです。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、19 節負担金補助及び交付金 2,939 万 9 千円の減から 8 ページ、6 目居宅介護サービス計画給付費、19 節負担金補助及び交付金 495 万 1 千円の減は、利用者件数の減によるものです。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費、19 節負担金補助及び交付金 16 万 9 千円の増から 9 ページ、5 目介護予防サービス計画給付費、19 節負担金補助及び交付金 11 万 9 千円の増は、利用実績による増となります。

10 ページをお開きください。

2 款 6 項特定入所者介護サービス等費 1,222 万 6 千円の減は、見込みよりも利用者件数が伸びなかったことによるものです。

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業、11 節需要費の印刷製本費 5 万 5 千円の減は、パンフレットを直営で作成したために全額減、11 ページ、13 節委託料 109 万 4 千円の減は、事業者の人員不足により短期集中通所サービスを実施できなかったための減となります。

同じく 2 目介護予防ケアマネジメント事業費、19 節負担金補助及び交付金 61 万 8 千円の減は、当初見込みよりも利用者件数が少なかったことによるものです。

3 款 3 項 5 目在宅医療・介護連携推進事業費 8 万 6 千円の減から 12 ページ、8 目地域ケア会議推進事業 31 万 7 千円の減は、実績による精算です。

3 款 4 項 1 目審査支払手数料、12 節手数料 6 千円の増は、総合事業の審査件数の増によるものです。

13 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、25 節積立金 4,999 万 9 千円の増は、余剰見込分を次期介護保険事業計画に向けて積み立てるためです。

6 款 1 項 1 目予備費は、4,764 万 8 千円の減で 7,028 万 8 千円となります。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

歳出で 7 ページですが、保険給付費ですが、居宅介護サービスから施設介護サービスまで結構大きな額が不用だったということで、このことというのはどういうふうに捉えられていますか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

利用者が減っているということも若干ありますけれども、特に居宅の部分につきましては、施設が近年特養をはじめとしまして本町もそうですけれども、近隣の町村も含めまして施設が充実してきたということで居宅分については減ってる部分があります。

あと、施設介護費につきましては、今回 2,300 万の減ということですが、もともとの補正前の額が 9 億ということで非常に大きい額を計上しておりますので、誤差といいますか、精査によるものということで捉えていただきたいと思います。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 22 号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 15、議案第 23 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し本案に対する説明を求めます。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

それでは、議案第 23 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」について、ご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 145 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,161 万 9 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、被保険者の異動による保険料見込み額、繰入金額の変更が主なもので

あります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書 1 ページをお開き下さい。1 の総括になります。先ず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料から 3 款繰入金まで合計 145 万円を減額し、歳入合計を 1 億 8,161 万 9 千円にするというものです。

次に 2 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金から 145 万円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の 1 億 8,161 万 9 千円にするというものです。財源内訳は、一般財源が 145 万円の減であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節特別徴収保険料 266 万 4 千円の減は、被保険者の死亡、普通徴収移行による減、2 節普通徴収保険料 281 万 5 千円の増は、新規被保険者の増、特別徴収からの移行による増となるもので、3 節滞納繰越分普通徴収保険料 7 万 5 千円の増は、収入見込額の増によるものです。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金 167 万 6 千円の減は、県負担金の額の確定に伴うものであります。

4 ページをお開き下さい。3 の歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、19 節負担金補助及び交付金 145 万円の減は、保険料の変更、及び繰入金の額の確定によるものです。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 23 号「令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 16、議案第 24 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 24 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,388 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,436 万 5 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第 2 条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表繰越明許費」によりたいというものであります。

第 3 条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費確定によるものを計上させていただきました。

1 ページをお開き願いたいと思います。

「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

3 ページをお開きください。

「第 2 表繰越明許費」であります。

第 1 款 3 項事業名は事業費でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を、5,260 万円にしたいというものであります。繰越の理由といたしましては、町道北裏通

り線管渠工事においては、令和 2 年度に推進工 2 スパン及び開削工を予定しておりましたが、NTT との埋設物協議など、工期が長期化することが予想されるため、前倒しで工事着手したいというものであります。町道定林寺裏通線管渠工事におきましては、施工方法の見直しにより不測の時間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。地方債補正であります。

公共下水道整備事業の公営企業債につきまして、事業費の増に伴い、借入限度額 1 億 410 万円を 1 億 2,750 万円に変更し、起債の方法、借入利率、償還の方法は、補正前の条件によりたいというものであります。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳入であります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債まで、補正額が 2,388 万 5 千円の増となり、補正後の歳入合計は、4 億 4,436 万 5 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款下水道事業費から 2 款公債費までの、補正額が 2,388 万 5 千円の増となり、補正後の歳出合計が、4 億 4,436 万 5 千円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源として、地方債が 2,340 万円の増、その他の特定財源が 220 万円の減となり、一般財源においては、268 万 5 千円の増となっております。

2 款公債費については、財源内訳の補正であります。

事項別明細書の 3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金 100 万円の減は、滞納繰越分の歳入見込による減であります。

2 款 1 項 1 目使用料 120 万円の減は、新規加入見込み件数の減、使用水量の減に伴い、使用料の歳入見込による減であります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 268 万 5 千円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 2,340 万円の増は、下水道建設費、管渠工事の増によるものであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、1 万円の増であります。これは、12 節役務費、電話料金の増によるものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は、2,387 万 5 千円を増額したいというものであります。13 節委託料 133 万 1 千円の減は、事業費確定により、15 節工事請負費 2,525 万円の増は、事業促進によるものであります。22 節補償補填及び賠償金 4 万 4 千円の減は、水道管移設補償費確定によるものであります。

2 款 1 項 1 目元金については、増減はありませんが財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 24 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 17、議案第 25 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 25 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は「第2表繰越明許費」によりたいというものであります。

今回の補正は、主に事業費確定及び精査に伴うものでありまして、所要の措置を講じたものでございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。

「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

「第2表繰越明許費」であります。1款1項、事業名は、坂下東第一土地区画整理事業でありまして、翌年度へ繰越して使用できる金額を6,784万9千円にしたいというものであります。繰越しの理由といたしましては、移転補償契約を9月頃までに締結し、翌年3月までに移転完了できるよう考えておりましたが、建物調査、移転工法の選定など不測の期間を要したことから、令和2年度2月以降の契約となり年度内の移転完了が見込めないため、関連する6の33号線築造工事と合わせ、やむなく繰り越すものであります。また、都市計画道路坂下羽林線築造工事につきましては、10月に契約し、工事を進めてまいりましたが、関連する電力柱・電話柱の移設工事、並びに水道管敷設工事に不測の日数を要していることから、年度内の竣工が見込めないため繰り越すものであります。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。

1「総括」歳入であります。

1款国庫支出金から6款町債までの歳入合計は、2億3,975万1千円となります。

2ページ目をお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款事業費から3款予備費までの歳出合計は、2億3,975万1千円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源が563万円の減、一般財源が563万円の増となっております。

3ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

2款1項1目不動産売払収入563万円の減につきましては、処分を予定していました保留地3区画の内、2区画分が年度内の売り払い契約締結が困難な見通しとなったことにより、減額しようとするものであります。

3款1項1目一般会計繰入金563万円の増につきましては、歳入歳出における事業費の精査により増額しようとするものであります。

4ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款1項1目13節委託料170万円の減並びに1款1項1目15節工事請負費30万円の減は、1款1項1目22節補償補填及び賠償金の不足分に流用したいというものであります。1款1項1目22節補償補填及び賠償金200万円の増は、移転補償費の増によ

り不足が生じるため、流用し増額したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

さっき一般会計の補正のところでもありましたけれども、保留地処分ができなくて 563 万分を一般会計から繰り入れるということですが、安易に一般会計から繰り入れていいものなのか、やっぱりここで何か起債とかいろいろ起してこの中で処理すべきじゃないかということもあるんですけれども、こういうふうになった経過について伺いたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

当初ぎりぎりまで保留地の処分につきましては、交渉を詰めていたところでありますが、なかなか 3 月 31 日までに資金の調達がなかなか難しいという判断になったことによりまして、急遽今回補正の部分では、何て言うんですか、起債のほうには充当できないという部分も、確定の部分がありましたので、とりあえず一般会計のほうから繰り入れさせていただいて事業の進捗を進めていきたいという考えのもと、進めさせていただいたところでございます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 25 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 4 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 18、議案第 26 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

議案は既に配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 26 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げたいと思います。

令和元年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,363 万 6 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

今回の補正は、事業費確定によるものを計上させていただいたところでございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。

第 1 表「歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1「総括」、歳入であります。

2 款使用料及び手数料から 3 款繰入金までの補正額が 30 万円の減となり、補正後の歳入合計は 8,363 万 6 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費の補正額が 30 万円の減となり、補正後の歳出合計は 8,363 万 6 千円となります。また補正額の財源内訳は、その他特定財源 80 万円の減となり、一般財源においては 50 万円の増となっております。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

2 款 1 項 1 目使用料は、80 万円の減であり、これは、新規加入見込み件数の減、世帯人員の減に伴い、現年度分の歳入見込による減であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 50 万円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、40 万円の増であります。これは、15 節工事請負費の長井浄化センター多機能プリンター修繕費であります。

1 款 3 項 1 目建設費は、70 万円の減であります。これは、13 節委託料の最適整備構想策定業務委託費確定に伴うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

3 ページの使用料ですね、ここで 80 万の補正であります、新規加入見込みの減、そのほかということありましたけれども、農集排地区においてはそんなに新規加入というのは多く見込まれるわけではなく、あとだいたい見込みというのがいろいろつくと思うんですけども、当初どのくらい新規加入を見ていて、実際ならなかったのかについて伺いたいします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

当初の部分では 3 戸新築並びにリフォームがあるのかなということで計画しておりま

した。そのうち 1 軒が新規加入ということでなったところであります。マイナス 2 軒ということで差異が生じたという部分でございます。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 26 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第 1 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 19、議員提出議案第 1 号「会津坂下町議会基本条例の一部を改正する条例」及び議員提出議案第 2 号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」の 2 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案を職員に朗読させます。

◎書記(蓮沼英樹君)

議員提出議案第 1 号

会津坂下町議会基本条例の一部を改正する条例

地方自治法第 112 条及び会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 4 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	猪 俣 恒 雄
賛成者	同	物 江 政 博
同	同	赤 城 大 地
同	同	横 山 智 代
同	同	渡 部 正 司
同	同	小 畑 博 司
同	同	佐 藤 宗 太
同	同	山 口 享
同	同	三 橋 薫
同	同	青 木 美貴子
同	同	五十嵐 正 康
同	同	渡 部 順 子
同	同	五十嵐 一 夫
同	同	水 野 孝 一
同	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 古 川 庄 平 様

会津坂下町議会基本条例の一部を改正する条例

会津坂下町議会基本条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「に基づく」を「及び」に改める。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(検証及び見直し手続き)

第 10 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年、政策会議において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、条例等の改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出議案第 2 号

会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第 112 条及び会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 4 日提出

提出者	会津坂下町議会議員	猪 俣 恒 雄
賛成者	同	物 江 政 博
同	同	赤 城 大 地
同	同	横 山 智 代
同	同	渡 部 正 司
同	同	小 畑 博 司

同	同	佐藤 宗太
同	同	山口 享
同	同	三橋 薫
同	同	青木 美貴子
同	同	五十嵐 正康
同	同	渡部 順子
同	同	五十嵐 一夫
同	同	水野 孝一
同	同	酒井 育子

会津坂下町議会議長 古川 庄平 様

会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則

会津坂下町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2、議員が出産のため欠席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。

附 則

この規則は交付の日から施行する。

◎議長（古川庄平君）

本案に対する説明を求めます。

◎15番（猪俣恒雄君）

議長、15番。

◎議長（古川庄平君）

15番、猪俣恒雄君。

◎15番（猪俣恒雄君）

議員提出議案第1号「会津坂下町議会基本条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本議案は、昨年の平成30年6月7日に議長より平成23年10月に制定されて以降7年間に経過した議会基本条例が現代の時代に適合しているか検証する必要があることから、議会改革特別委員会に対して、議会基本条例の検証についてが諮問されました。

それを受けて議会改革特別委員会では、先進的な議会視察を含め、7回の委員会審議後に議長に答申がなされ、その後、議会全員協議会による最終協議を経て、議会全体として議会基本条例の見直しを行いました。

主な改正点は二つであります。

一つ目は、地方自治法改正に伴い、会津坂下町振興計画基本構想の策定義務が規制から廃止されたため、議決事項の文言を修正し、会津坂下町振興計画基本構想を議決事項に加える内容です。

二つ目としては、町を取り巻く環境の変化に対応すべく、私たち議会も変化し、条例

を定期的に見直す仕組みが必要であります。これまで7年間議会基本条例を検証してこなかった反省からも、議会が検証時期や検証組織を決めて継続できる仕組みを構築するため、会津坂下町議会基本条例の一部を改正し、法整備をするものであります。

別紙参考資料の新旧対照表をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

まず、第6条の(1)において、会津坂下町振興計画基本構想の次の部分を「に基づく」から「及び」に変更します。

次に、第10条の(この条例の位置づけ)を第11条とし、新たに第10条として(検証及び見直し手続き)を追加し、第1項として、議会はこの条例の目的が達成されているかどうかを毎年政策会議において検証するものとする。

第2項として、議会は、前項の検証の結果、条例等の改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講ずるものとする。と新たに規定を設けるものであります。

議案の本文に戻っていただき、附則としてこの条例は4月1日から施行したいとするものであります。

次に、議員提出議案第2号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。

本議案は、議会における欠席の届出の取り扱いについて、社会情勢等を勘案し、女性議員が活躍できる環境を整備することを目的に、全国町村議会が定める標準会議規則において女性議員が出産などで議会を休むことを認める規定を設ける条項が追加されました。

全国的にも議員のなり手不足が叫ばれている中、町政に多様な意見を取り入れていくために、将来の議会議員の方々に向けて今の私たちが率先して、女性や若い世代が活躍できる環境を用意し、まちづくりに参画しやすい議会に変えていく必要があります。

これらの趣旨を踏まえ、会津坂下町議会会議規則に規定するため、関係条項の一部を改正するものであります。

別紙参考資料の新旧対照表をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第2条の第2項に、議員が出産のため出席できないときは日数を定めてあらかじめ議長に欠席届けを提出することができる、を追加するものであります。

議案の本文に戻っていただき、附則として、この規則は公布の日から施行したいとするものであります。

説明は以上であります。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

議員提出議案第1号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
次に議員提出議案第２号に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論・採決に入ります。
討論・採決は１件ごとに行います。
議員提出議案第１号に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議員提出議案第１号「会津坂下町議会基本条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をもとめます

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議員提出議案第２号に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議員提出議案第２号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をもとめます

(全員挙手)

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申し出

◎議長（古川庄平君）

日程第 20、継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会報編集特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革検討特別委員会及び新庁舎建設調査特別委員会の各委員長から会議規則第 75 条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

申し出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにより決定されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

本日、第 1 回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

2 月 19 日から本日までの 15 日間、議員の皆様方には、終始、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本会議に提出致しました案件は、追加議案を含め 26 件であり、人事案件をはじめ、条例の制定・改廃や、一般会計及び各特別会計の予算等の全議案を原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきまして

は、肝に銘じながら町政執行にあたってまいります。特に、次年度の予算につきましては、厳しい財政状況にあって、限りある財源を有効に活用するよう編成したところであり、町の将来を見据えた、持続可能なまちづくりを進めるため、第六次会津坂下町振興計画に基づき、町政執行に取り組んでまいり所存であります。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会終了後、3月末で任期が満了となります。任期中は、東日本大震災及び原発事故からの復興に加え、新たな行政需要の発生や財政状況の変化、第六次振興計画に係る審議など、激動の4年間であり、振り返れば感慨ひとしおであろうかと思えます。

私にとりましても、議会という場を通じて、議員の皆様方と、様々な議論を重ねてまいりました。もちろん、意見が異なることもありましたが、「ふるさと会津坂下町を、さらに良い町にしたい。」という気持ちは、一緒であろうと思えます。

今後も、協働のまちづくりの精神のもと、一つ一つの事案に丁寧に取り組み、振興計画実現のため努力してまいりますので、よろしくお願いします。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご労苦とご支援に対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（古川庄平君）

これをもちまして、令和2年第1回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。（閉会 午後1時51分）

続いて表彰の伝達式を行いますので、そのままお待ち願います。

◎議長（古川庄平君）

それでは、定例会閉会となりましたが、これより表彰状の伝達式を行います。

町村議会議員として15年以上在職されました、猪俣恒雄君が、過日、福島県町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受けられました。

また、会津坂下町議会議員の表彰等に関する規定に基づき、永年勤続功労者表彰として、議員在職満21年に達した酒井育子君、水野孝一君に対して表彰するものであります。

これより表彰状の伝達を行います

◎佐藤議会事務局長

それでは、お名前をお呼びしますので、前にお進み願います。

猪俣恒雄君。

◎議長（古川庄平君）

表彰状

福島県会津坂下町、猪俣恒雄殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和 2 年 2 月 6 日 全国町村議会議長会 会長 松尾文則

おめでとうございます。

（拍手）

◎佐藤議会事務局長

酒井育子君。

◎議長（古川庄平君）

表彰状

酒井育子殿

あなたは会津坂下町議会議員として 21 年の永きにわたり職務に精励され、町政進展に大きく貢献されました。

よって、ここに多年の功績をたたえ、肖像画を贈るとともにこれを掲額して表彰します。

令和 2 年 3 月 4 日 会津坂下町議会

おめでとうございます。

（拍手）

◎佐藤議会事務局長

水野孝一君。

◎議長（古川庄平君）

表彰状

水野孝一殿

あなたは会津坂下町議会議員として 21 年の永きにわたり職務に精励され、町政進展に大きく貢献されました。

よって、ここに多年の功績をたたえ、肖像画を贈るとともにこれを掲額して表彰します。

令和 2 年 3 月 4 日 会津坂下町議会

おめでとうございます。

(拍手)

◎議長（古川庄平君）

町長より祝辞の申し出がありますので、お願いいたします。

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

ただいま、猪俣恒雄議員が全国町村議会議長会自治功労者表彰、また、酒井育子議員及び水野孝一議員が、永年勤続功労者表彰を受賞されましたことに対し、心よりお慶びを申し上げますとともに、一言お祝いを申し上げます。

猪俣恒雄議員におかれましては、平成 16 年に当選され、以来、農業委員会委員、議会選出監査委員などの要職を歴任され、平成 26 年からは会津坂下町議会副議長を務められるなど、これまでのご功績に敬意を表する次第であります。誠におめでとうございます。

酒井育子議員及び水野孝一議員におかれましては、会津坂下町議会議員在職 21 年に及び、ここに掲額議員として、晴れの表彰をお受けになりましたことに対し、町民とともに心よりお慶びを申し上げます。

長年のご努力とご活躍に深く敬意と感謝を表する次第であります。

まず、酒井育子議員におかれましては、平成 11 年政治に志を立てられ、会津坂下町議会における初の女性議員として当選されました。

以来、現在まで実に 6 回の当選を飾り、21 年の長きにわたり、その豊かな経験と卓越した政治手腕をもって会津坂下町市政の枢機に参画され、町政のたゆみない歩みを力強く導いてこられました。

その間、文教厚生常任委員会を振り出しに農業委員会委員、文教厚生常任委員会副委員長、会津若松地方水道用水供給企業団議会議員、総務常任委員会副委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会改革特別委員会委員長などの要職を歴任され、平成 28 年からは議会選出監査委員を務められるなど、優れた識見と自治を愛する情熱をもって、地域住民の福祉の増進のためにご尽力され、町政の進展に、推進に偉大なるご功績を立てられました。

次に、水野孝一議員におかれましては、平成 11 年政治に志を立て、多くの方々の衆望を担って会津坂下町議会議員に初当選されました。以来現在まで実に 6 回の当選を飾り、21 年の長きにわたりその豊かな経験と卓越した政治手腕をもって、会津坂下町市政の枢機に参画され、町政のたゆみない歩みを力強く導いてこられました。

その間、産業経済常任委員会副委員長を振り出しに、総務常任委員会委員長、議会選出監査委員、農業委員会委員、会津若松地方土地開発公社理事、行財政改革検討特別委員会委員長、議会運営委員会委員長、会津若松地方広域市町村整備組合議会議員などの要職を務められ、平成 18 年から平成 20 年及び平成 23 年から平成 24 年には、会津坂下

町議会副議長を歴任されるなど、優れた識見と自治を愛する情熱をもって地域住民の福祉の増進のためにご尽力され、町政の進展に偉大なる功績を立てられました。

お二人のご活躍は、町民等しく称賛しているところであり、同じ地方行政に関わる者として、誠に敬服いたすところであります。

また、常に志を高く持ち、変わらない信念をもって議会議員活動をされております姿に心から敬意を表する次第であります。

この際に申し上げたいことは、ご家族、ご親族はもちろんのこと、支持者並びに地元有権者各位の議員に対する信頼の固さ、深さであります。議員が 21 年の長きにわたり議会人として存分のご活躍を専念されたゆえんもそこにあり、お二人のご仁徳によるものだと考えております。

誠におめでとうございます。

最後になりますが、猪俣恒雄議員、そして酒井育子議員、水野孝一議員におかれましてはますますご自愛の上、地方自治の育成と町政の進展、町民の福祉増進のため、一層のご活躍とご指導を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。おめでとうございます。

(拍手)

◎議長（古川庄平君）

続いて、議会議員を代表して私からも一言祝辞を申し上げます。

(演台へ移動)

◎議長（古川庄平君）

ただいまの町長の祝辞と重なる部分も多々ありますが、ご了承願いたいと思います。

祝辞

ただいま猪俣恒雄君が全国町村議会議長会自治功労者の表彰、酒井育子君、水野孝一君の両名が永年勤続功労者の表彰を受けられまして心からお慶び、お祝いを申し上げます。

本人の努力もさることながら、これを支えてこられたご家族の皆さま方のご労苦に思いを馳せながら、僭越ではありますが、会津坂下町議会議員を代表してお祝いの言葉を申し上げます。

猪俣恒雄君におかれましては、平成 16 年 4 月に当選され、農業委員、町監査委員、都市計画審議委員、平成 26 年 4 月から現在まで、町議会副議長の要職に就任されるなど、16 年間のご功績に敬意を表する次第であります。誠におめでとうございます。

酒井育子君におかれましては、団体職員から平成 11 年 4 月に会津坂下町議会初の女性議員の先駆けとして、女性の果たす役割の重要性和男女の権利と平等促進を信念に当選され、農業委員、会津若松地方水道用水供給起業団議員、国民健康保険運営協議会委

員、町監査委員、議会改革特別委員会委員長など各種の分野にわたり貢献、ご努力されました。

21年間のご功績に対し、深く敬意を表する次第であります。

水野孝一君におかれましては、家事に従事し、集落に先輩議員が多数おられる中、平成11年4月に会津坂下町議会議員に当選され、町監査委員、平成18年4月には町議会副議長、会津地方土地開発公社理事、農業委員、行財政改革検討特別委員会委員長、平成23年9月には再度の町議会副議長、会津若松地方広域市町村圏整備組合議員など、各種の分野にわたり貢献、ご努力されました。その21年間のご功績に対し深く敬意を表する次第であります。

酒井育子君、水野孝一君の両名は、平成19年町自治功労者、平成21年両沼地方町村議長会自治功労者、平成22年県町村議長会自治功労者、平成27年全国町村議会議長会自治功労者、平成30年県議長会自治功労者の表彰を受賞され、本日ここに永年勤続功労者賞を受けられるなど、度重なるご栄誉に心からお祝いを申し上げるものでございます。

あなた方は町民の熱望と信頼とを一身に集められまして、町議会議員の要職にひかれ町議会の先輩として円満なご人格と熱意あふれるご手腕、ご見識をもって町政の円滑な運営と健全な発展に終始一貫してご努力を賜り、地方自治の発展と町民福祉の増進に多大の貢献をされ、人格、信望ともに高く、町議会の重鎮として自他ともにこれを認め、私ども議員はもとより、広く一般町民の敬愛するところであり、わが町としても誠に力強く、今後期待するところ極めて大きいものがございます。

どうかますますご自愛の上、町政進展のため、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、先輩議員として我々議員に対するご指導を賜りますようお願い申し上げます、町議会議員を代表してのお祝いの言葉といたします。

令和2年3月8日、会津坂下町議会議員代表、古川庄平。

おめでとうございます。

◎議長（古川庄平君）

次に、永年勤続功労者表彰を受けられました酒井育子君、水野孝一君より、謝辞の申し出がありますのでお願いいたします。

まず、酒井育子君、前にお進み願います。

◎14番(酒井育子君)

議長、14番。

◎議長（古川庄平君）

14番、酒井育子君。

◎14番(酒井育子君)

議会を終わりました大変お疲れのところ、時間をとっていただきましてありがとうございます。

一言御礼のご挨拶を申し上げます。

ただいまは齋藤町長様、古川議長様から身に余る過分なるおほめと激励のお言葉をいただき、誠に光栄であり、欣快しておるところでございます。また、大変恐縮をしております。

この度の掲額をしていただけるのも、議員の皆様をはじめ、職員の方々、後援会、支援者の方々、多くの町民の皆さま方のおかげであり、この場をお借りいたしまして心から厚く御礼と感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

光陰矢の如しと申しますが、振り返ってみますと、さまざまなことが走馬灯のように脳裏に思い出されます。私はJAに勤めておりましたが、子ども3人の独立を機に早期退職いたしまして、町民の声を行政への思いから、平成11年補欠選挙に初めての女性議員として当選させていただきました。

温かいご支援とご協力を賜って、このように長くご支持をいただけるとは私自身思ってもいませんでしたが、町民、住民の皆様の方に対する要望や要請があり、一つひとつこれを実施しなければとの思いから現在に至っている次第でございます。

当時は現在のような開放的ではなく、封建的で当町におきましても昭和30年の1町6ヵ村の合併から女性課長になられた方はおられません。初めての6月定例会に男女平等機会均等法における女子管理職への施策と必要性、減少する少子化対策について質問いたしましたところ、翌12年の4月に石田郁子生活課長が会津坂下町初の女性課長の誕生でありましたこと、つい昨日のようであります。

二人目の女性課長の誕生が佐藤美千代子ども課長でございます。今さら私から申し上げるまでもございませんが、議員という立場は決して一人でできるものではなく、家族、地域の皆様、町民の皆様、支持者の温かいご支援があつてこそ議員活動ができますことを改めて引き締め、感謝の気持ちを忘れることなく、小さな声を大切に、その期待に応えていかなければと考えております。

現在、わが町の行財政を取り巻く環境が大変厳しさを増してきておりますが、今こそ第六次振興計画をもととして、町の将来の展望をたくしく把握し、見据えながら冷静な判断とたゆまぬ努力と実行が我々議員にも求められてきております。

行政、議会一丸となって対処すべき昨今と考えられてなりません。住んでるみんなが自信をもって誇れるまちづくりのために常に町民の目線に立ち、夢と活力、終始一貫、初心を忘れることなく、真心と情熱をもって負託にお答えできますよう、一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

今後とも変わらないご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、町長様はじめ職員の皆様、議員の皆様の今後ますますのご活躍と町発展を心からご祈念申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

◎議長（古川庄平君）

続いて、水野孝一君。前にお進み願います。

◎13 番(水野孝一君)

議長、13 番。

◎議長（古川庄平君）

13 番、水野孝一君。

◎13 番(水野孝一君)

大変緊張しております。酒井議員ほど長くは挨拶しませんが、一言ご挨拶を、お祝いの御礼を申し上げます。

今ほど齋藤町長様、それから古川議長様より身に余るおほめの言葉と激励のお言葉を賜り、誠に光栄であり、大変恐縮しております。この度掲額議員表彰の栄誉を賜りましたのも議会議員の皆様はじめ、職員の方々、多くの町民の皆様、そして後援会、支持してくださる皆様のおかげであります。この場を借りて心より御礼を申し上げる次第でございます。

思えば、平成 11 年町長選にですね、4 名の方が出馬されたということで、同時に補欠選挙がなされました。6 名の方が立候補されまして、議会議員の補欠選挙が行われたわけでございますが、見事当選させていただきました感激は今も忘れることができません。

以来、6 期、21 年、住民の代表として常に町民の方に耳を傾け、町政の一翼を携わり微力ながら邁進してまいりました。

今会津坂下町は少子高齢化に伴い、早急な財政健全化、若者定住など多くの課題を抱えております。私はこれらの課題解決に向け、自分の信条を曲げることなく、長い経験をいかし、町民との対話を重ね、初心忘れるべからず、町政のさらなる進展のために精進してまいりたいと思います。

結びに町長様はじめ、職員の皆さん、同僚議員の方々、ますますのご活躍と町民の皆様のご多幸、そして会津坂下町の大きく進展しますことを心からご祈念申し上げ、御礼の挨拶に代えさせていただきます。本当に誠にありがとうございました。

(拍手)

◎議長（古川庄平君）

これをもって、表彰の伝達式を終了いたします。

おめでとうございます。

(拍手)

◎議長（古川庄平君）

なお、2 時 30 分より議会全員協議会を開催しますので、大会議室に参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 4 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員